

が定める率」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十九日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十号

愛知県手数料条例の一部を改正する条例

愛知県手数料条例（平成十二年愛知県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第八住宅確保要配慮者円滑人居賃貸住宅事業登録事務の項を削り、同表建築確認等事務の

項 中	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	一件につき	三三、〇〇〇	を	
	建築物の敷地と道路との関係の建築確認申請手数料	一件につき	二七、〇〇〇		
	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	一件につき	三三、〇〇〇	に、	
	仮設建築物建築許可申請手数料	一件につき	一一〇、〇〇〇	を	
	仮設建築物建築許可申請手数料	建築基準法第八十五条第六項の規定に基づく許可に係るもの	一件につき	一六〇、〇〇〇	に改める。
		その他の許可に係るもの	一件につき	一一〇、〇〇〇	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十九日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十一号

愛知県建築基準条例の一部を改正する条例